

- 審査事務規程の第41次改正 -

オフセット衝突乗員保護、大型後部反射器、排出ガス低減性能向上改造認定車両の審査方法、座席の間げきの明確化、審査時間の明示、受検者への指示事項について改正しました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成19年1月30日に「道路運送車両の保安基準」（国土交通省令）1月30日及び6月29日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び適用整理関係告示（国土交通省告示）3月9日に自動車検査業務等実施要領（国土交通省自動車交通局長通達）等の一部改正がそれぞれ行われたことに伴い、及び審査を適切に実施するため、審査事務規程について一部改正を行い、19年6月29日から施行します。

ただし、2-2の審査時間の取扱いについては、19年10月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．オフセット衝突時の乗員保護性能基準の改正

オフセット衝突時の乗員保護性能基準について、24年7月1日以降に製作される新車から、従来の基準にかえて、国連協定規則の技術要件を適用することを規定した。（4-27-1）

注）国連協定規則：自動車基準の国際調和・相互承認に係る「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に基づく規則（国交省のホームページに掲載予定。）

2．大型後部反射器の要件の整合化

車両総重量7t以上の貨物自動車であって、23年9月1日以降に製作される新車に装備する大型後部反射器の性能要件及び取付要件について、国連協定規則の技術要件に整合化を図った。（4-74-2、4-74-3、4-106、5-74-2、5-74-3）

3．排出ガス関係

(1) 一酸化炭素等発散防止装置等に係る改造が行われた自動車について、公的試験機関が発行する排出ガス試験結果証明書に写真が添付されることに伴い、当該証明書による審査について規定した。（4-51-1-1、5-51-1）

(2) 新たに制定された排出ガス低減性能向上改造認定実施要領の規定に基づき、有効な低減性能向上改造証明書の交付を受けた自動車について、審査方法及び検査票の備考欄への記載方法を規定した。（3-3-15.、4-56-1、5-56-1、改造自動車審査要領7.）

(3) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、軽量車及び中量車（乗用車以外の車両総重量3.5t以下の自動車）の排出ガス試験モードが18年11

月 1 日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」により改正され、18 年 12 月 22 日に「10・15 モード排出ガス規制対象自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」(国土交通省自動車交通局自動車技術安全部長達)の一部改正が行われたことに伴い、JC08H + JC08C モード法の適用を受ける排出ガス試験に係る等価慣性重量のランク表を新たに規定した。(並行輸入自動車審査要領 5-3-8-1)

- (4) 装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一の構造・性能を有する装置を備えていると認められる並行輸入車の排出ガス発散防止性能について、排出ガス基準適合証明書による審査方法を規定した。(並行輸入自動車審査要領 5-3-8-2、7-5)

4. 高速道路等を運行しないバスの座席ベルト装備要件の緩和

高速道路等を運行しないバスについて、運転者席及びこれと並列の座席を除いて、座席ベルトの義務付けが廃止されたことに伴い、自動車検査証の備考欄の記載及び従前規定の適用に係る規定を改正した。(3-3-15、4-36-8、4-36-9)

5. 座席の間げきの測定方法の明確化

乗車定員 11 人以上の自動車の座席、幼児専用車の幼児用座席及び旅客自動車運送事業用自動車の座席の間げきに係る測定要件について明確化を図った。(4-34-1-1、4-99-1、5-34-1、5-99-1)

6. 審査時間の規定、受検者への指示事項の改正

- (1) 審査時間について、9 時から 16 時までとすること及び 4 ラウンドに区分して各ラウンドの時間を定めることを規定した。(2-2)
- (2) 適切な審査を実施するため、検査担当者が受検者に指示する項目として、キャビンを上げること及びエア・クリーナのカバー等を取り外すことを追加した。(2-3(1))

7. その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>) 「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03 - 5363 - 3441 (代表)

03 - 5363 - 3519 (直通)

FAX 03 - 5363 - 3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
2 - 2 自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖 (1) 自動車の審査は、1 日を 4 つの時間帯(以下「ラウンド」という。)に区分し、<u>それぞれのラウンドにおいて実施するものとする。</u> ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実に処理できないと判断した場合には、国と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。また、検査の種類に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。 (2) (1)に規定するラウンドは、次のとおりとする。 1 ラウンド 9 時から 1 0 時 1 5 分まで 2 ラウンド 1 0 時 3 0 分から 1 2 時まで 3 ラウンド 1 3 時から 1 4 時 1 5 分まで 4 ラウンド 1 4 時 3 0 分から 1 6 時まで (3) 事務所等の長は、<u>必要な範囲において検査コースの一部又は全部を閉鎖することができるものとする。</u> 2 - 3 審査時における指示等 (1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。 検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ～ (略) エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け、又はキャビン을上げて、支持棒等により保持した状態とすること。 ～ (略) <u>2 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。</u> (2) (略) 3 - 3 審査結果通知書の記載方法 3 - 3 - 1 ～ 8 (略) 3 - 3 - 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄	2 - 2 検査コースの閉鎖 事務所等の長は、<u>1 - 1 の目的を達成するため、必要最小限の範囲において検査場の一部又は全部を閉鎖することができるものとする。</u> 2 - 3 審査時における指示等 (1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。 検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ～ (略) エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け、支持棒等により保持した状態とすること。 ～ (略) (2) (略) 3 - 3 審査結果通知書の記載方法 3 - 3 - 1 ～ 8 (略) 3 - 3 - 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

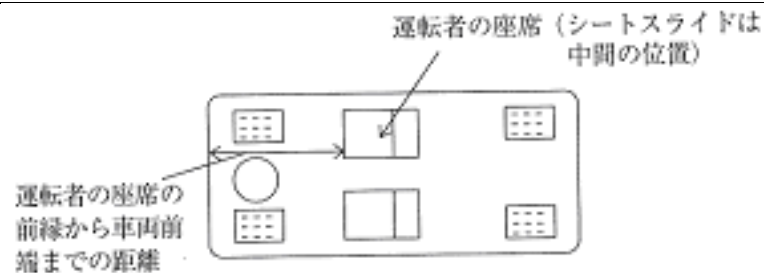
(1)～(5) (略) (6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車((7)に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。 、 (略) (7)～(12) (略) 3 - 3 - 10 車両重量欄 検査票 2 の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあつては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3 - 3 - 9 (8)</u>の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。 3 - 3 - 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄 (1) 検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1 (2)又は5 - 2 - 1 (2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3 - 3 - 9 (8)</u>の状態で計測した数値とする。)を記載するものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。 (2) (略) 3 - 3 - 12～14 (略) 3 - 3 - 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。		
記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1 . ～ 27 . (略)	(略)	(略)
28 . 専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>10 人</u> (平成 24 年 6 月 30 日以前に製作される自動車にあつては <u>11 人</u>) 以上の自動車であつて、高速道路等を運行しない自動車 (昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合

(1)～(5) (略) (6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車((6)に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。 、 (略) (7)～(12) (略) 3 - 3 - 10 車両重量欄 検査票 2 の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあつては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3 - 3 - 9 (7)</u>の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。 3 - 3 - 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄 (1) 検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1 (2)又は5 - 2 - 1 (2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、<u>3 - 3 - 9 (7)</u>の状態で計測した数値とする。)を記載するものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。 (2) (略) 3 - 3 - 12～14 (略) 3 - 3 - 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。		
記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1 . ～ 27 . (略)	(略)	(略)
28 . 専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>11 人</u> 以上の自動車であつて、高速道路等を運行しない自動車 (昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合

29.「<u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領</u>」(平成 19 年国土交通省告示第 131 号。以下「<u>排出ガス低減性能向上改造認定実施要領</u>」という。)第 3 条の規定により、<u>認定を受けた改造を行った自動車</u>	<u>排出ガス低減性能向上改造が行われている</u> <u>排出ガス低減性能向上改造の認定番号</u> <u>低減性能向上改造証明書</u>〔<u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目</u>〕(平成 19 年 3 月 9 日付け国自環第 249 号)第 4 の低減性能向上改造証明書をいう。以下同じ。〕の交付番号	<u>排ガス低減性能向上改造有</u> <u>認定番号 MLIT-RLEV-1</u> <u>交付番号 123</u>	
(2)～(5) (略) 4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 1 性能要件(書面等による審査) (1)～(3) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (4) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版の技術的な要件(規則5.及び6.に限る。)</u>に定める基準に適合するものでなければならない。<u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、試験自動車に搭載する人体模型(以下「ダミー」という。)の搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</u>(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係) ～ (略) (5) <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(4)の基準に適合するものとする。</u>(細目告示第100条第10項関係) (6)～(14) (略)			(2)～(5) (略) 4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 1 性能要件(書面等による審査) (1)～(3) (略) [オフセット衝突時の乗員保護性能] (4) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」</u>に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係) ～ (略) (5) <u>次に掲げる車枠及び車体は、(4)の基準に適合することとする。</u>(細目告示第100条第10項関係) <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの</u> <u>の</u> <u>協定規則第94号に適合する車枠及び車体</u> (6)～(14) (略)

4 - 27 - 2、3 （略） 4 - 27 - 4 適用関係の整理 [前面衝突の適用除外] (1) ~ (5) （略） [歩行者保護の適用除外] (6) 次に掲げる自動車については、4 - 27 - 10(従前規定の適用)の規定を適用する。 (適用関係告示第15条第4項、第5項関係) (略) 平成24年8月31日以前に製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに<u>限る</u>。)であって、次のいずれかに該当するもの ア~カ （略） [貨物車に係るオフセット衝突の適用除外] (7) （略） <u>[オフセット衝突の旧基準適用]</u> (8) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、4 - 27 - 12(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第11項関係) 4 - 27 - 5 ~ 8 （略） 4 - 27 - 9 従前規定の適用 (略) 4 - 27 - 9 - 1 前面衝突時の乗員保護性能 (略) 4 - 27 - 9 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能 4 - 27 - 12 - 2に同じ。ただし、4 - 27 - 8及び4 - 27 - 11に規定する自動車については、適用しない。 4 - 27 - 9 - 3 ~ 4 （略） 4 - 27 - 10 従前規定の適用 次に掲げる自動車については、4 - 27 - 10 - 1から4 - 27 - 10 - 4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第4項、第5項関係) 平成22年8月31日以前に製作された自動車(次に掲げるものを除く。) ア~イ （略） 平成24年8月31日以前に製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類	4 - 27 - 2、3 （略） 4 - 27 - 4 適用関係の整理 [前面衝突の適用除外] (1) ~ (5) （略） [歩行者保護の適用除外] (6) 次に掲げる自動車については、4 - 27 - 10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第4項、第5項関係) (略) 平成24年8月31日以前に製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを<u>除く</u>。)であって、次のいずれかに該当するもの ア~カ （略） [貨物車に係るオフセット衝突の適用除外] (7) （略） 4 - 27 - 5 ~ 8 （略） 4 - 27 - 9 従前規定の適用 (略) 4 - 27 - 9 - 1 前面衝突時の乗員保護性能 (略) 4 - 27 - 9 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能 4 - 27 - 1(4)から(6)までに同じ。ただし、4 - 27 - 8及び4 - 27 - 11に規定する自動車については、適用しない。 4 - 27 - 9 - 3 ~ 4 （略） 4 - 27 - 10 従前規定の適用 次に掲げる自動車については、4 - 27 - 10 - 1から4 - 27 - 10 - 4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第4項、第5号関係) 平成22年8月31日以前に製作された自動車(次に掲げるものを除く。) ア~イ （略） 平成24年8月31日以前に製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類
---	--

及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに<u>限る。</u>) であって、次のいずれかに該当するもの ア～カ (略) 4 - 27 - 10 - 1 前面衝突時の乗員保護性能 (略) 4 - 27 - 10 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能 4 - 27 - 12 - 2 に同じ。ただし、4 - 27 - 8 及び 4 - 27 - 11 に規定する自動車については、適用しない。 4 - 27 - 10 - 3 ~ 4 (略) 4 - 27 - 11 従前規定の適用 (略) 4 - 27 - 12 従前規定の適用 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 27 - 12 - 1 から 4 - 27 - 12 - 4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係) 4 - 27 - 12 - 1 前面衝突時の乗員保護性能 4 - 27 - 1 (1) から (3) までに同じ。ただし、4 - 27 - 9 に規定する自動車については、4 - 27 - 9 - 1 の基準に適合するものであればよい。 4 - 27 - 12 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能 (1) 4 - 27 - 4 (8) に掲げる自動車の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 19 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 104 「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、4 - 27 - 8 及び 4 - 27 - 11 に規定する自動車については、適用しない。 (2) 次に掲げる車枠及び車体は、(1) の基準に適合することとする。 <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの協定規則第 94 号に適合する車枠及び車体</u> (3) <u>2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u> <u>次に掲げるすべての事項に該当する装置</u> <u>ア 運転者席 (当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。) の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの</u> <u>(参考図)</u>	及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを<u>除く。</u>) であって、次のいずれかに該当するもの ア～カ (略) 4 - 27 - 10 - 1 前面衝突時の乗員保護性能 (略) 4 - 27 - 10 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能 4 - 27 - 1 (4) から (6) までに同じ。ただし、4 - 27 - 8 及び 4 - 27 - 11 に規定する自動車については、適用しない。 4 - 27 - 10 - 3 ~ 4 (略) 4 - 27 - 11 従前規定の適用 (略)
---	---



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

米国連邦自動車安全基準第208号に適合する装置

4 - 27 - 12 - 3 側面衝突時の乗員保護性能

4 - 27 - 1 (7)から(10)までに同じ。ただし、4 - 27 - 9に規定する自動車については、4 - 27 - 9 - 3の基準に適合するものであればよい。

4 - 27 - 12 - 4 歩行者保護性能規制

4 - 27 - 1 (11)から(14)までに同じ。ただし、4 - 27 - 10に規定する自動車については、適用しない。

4 - 32 乗車装置

4 - 32 - 1 ~ 5 (略)

4 - 32 - 6 従前規定の適用

平成6年3月31日〔輸入された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車を除く。〕にあつては平成7年3月31日〕以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条第1項関係)

4 - 32 - 6 - 1 (略)

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 性能要件

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (2) (略)

(3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係)

間げきは、座席の中央部から左右190mmの間(補助座席にあつては左右150mmの間とし、幼児用座席にあつては左右135mmの間とする。)における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構

4 - 32 乗車装置

4 - 32 - 1 ~ 5 (略)

4 - 32 - 6 従前規定の適用

平成6年3月31日〔輸入された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車を除く。〕にあつては平成7年3月31日〕以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第16条第1項関係)

4 - 32 - 6 - 1 (略)

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 性能要件

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (2) (略)

(3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係)

間げきは、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

は次に掲げる状態とするものとする。

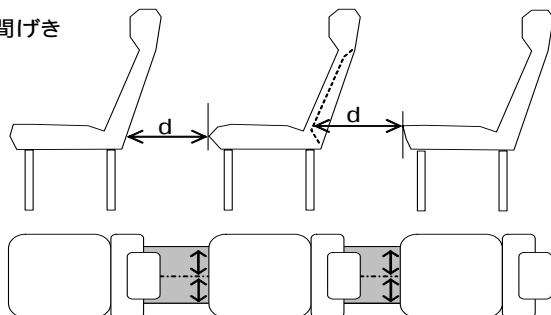
ア リクライニング機構を有する運転者席等(運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席を含む。以下 4 - 34 - 1 - 1 (3)において同じ。)にあっては、背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30° (30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度。以下 4 - 34 - 1 - 1 (3)において同じ。) まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席等にあっては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席等以外の座席であってリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあっては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d : 間げき



、 (略)

(4) ~ (7) (略)

4 - 34 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 34 - 2 ~ 4 (略)

4 - 34 - 5 従前規定の適用

(略)

4 - 34 - 5 - 1 性能要件

(1) ~ (2) (略)

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

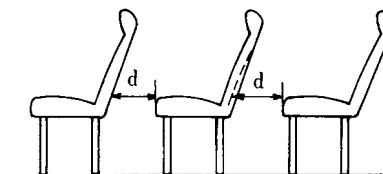
ア リクライニング機構を有する運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。以下 4 - 34 - 1 - 1 (3)において同じ。)にあっては背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席にあっては間げきが最小となるように調整した状態

ウ 運転者席以外の座席であってスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有するものにあっては間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d : 間げき



、 (略)

(4) ~ (7) (略)

4 - 34 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 34 - 2 ~ 4 (略)

4 - 34 - 5 従前規定の適用

(略)

4 - 34 - 5 - 1 性能要件

(1) ~ (2) (略)

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

（略）

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4)に規定する「幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

（例） （略）

(4)～(7) （略）

4 - 34 - 6 従前規定の適用

（略）

4 - 34 - 6 - 1 性能要件

(1)～(2) （略）

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

（略）

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき 5cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

（略）

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 40cm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

（例） （略）

(4)～(7) （略）

4 - 34 - 6 従前規定の適用

（略）

4 - 34 - 6 - 1 性能要件

(1)～(2) （略）

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき 5cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

（略）

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車

室内に幅 <u>400mm</u> 以上となる空間を有するものは、(4)に規定する「幅 <u>400mm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(9) (略) 4 - 34 - 7 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 7 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>200mm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から <u>100mm</u> 以上 <u>300mm</u> 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき <u>50mm</u> までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。 (略) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が <u>400mm</u> 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 <u>400mm</u> 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4)の基準に適合しないものとする。 に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 <u>400mm</u> 以上となる空間を有するものは、(4)に規定する「幅 <u>400mm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(7) (略) 4 - 34 - 8 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 8 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>200mm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座	室内に幅 <u>40cm</u> 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 <u>40cm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(9) (略) 4 - 34 - 7 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 7 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>20cm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から <u>10cm</u> 以上 <u>30cm</u> 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき <u>5cm</u> までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。 (略) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が <u>40cm</u> 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 <u>40cm</u> 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。 に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 <u>40cm</u> 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 <u>40cm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(7) (略) 4 - 34 - 8 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 8 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>20cm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座
--	---

席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

(略)

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4)に規定する「幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例) (略)

(4)～(9) (略)

4 - 34 - 9 従前規定の適用

(略)

4 - 34 - 9 - 1 性能要件

(1)～(2) (略)

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

(略)

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 400mm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(4)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 400mm 以上となる空間を有するものは、(4)に規定する「幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

(略)

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 40cm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例) (略)

(4)～(9) (略)

4 - 34 - 9 従前規定の適用

(略)

4 - 34 - 9 - 1 性能要件

(1)～(2) (略)

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

(略)

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 40cm 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例) (略) (4)～(9) (略) 4 - 34 - 10 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 10 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>200mm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から <u>100mm</u> 以上 <u>300mm</u> 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき <u>50mm</u> までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。 (略) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が <u>400mm</u> 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 <u>400mm</u> 以上となる空間を車室内に有しないものは、<u>(4)</u>の基準に適合しないものとする。 に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 <u>400mm</u> 以上となる空間を有するものは、<u>(4)</u>に規定する「幅 <u>400mm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(12) (略) 4 - 36 座席ベルト等 4 - 36 - 1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔<u>4 - 34 - 1 - 2 (1) ア</u>からオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。 (保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)	(例) (略) (4)～(9) (略) 4 - 34 - 10 従前規定の適用 (略) 4 - 34 - 10 - 1 性能要件 (1)～(2) (略) (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に <u>20cm</u> 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から <u>10cm</u> 以上 <u>30cm</u> 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき <u>5cm</u> までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。 (略) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が <u>40cm</u> 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 <u>40cm</u> 以上となる空間を車室内に有しないものは、<u>(2)</u>の基準に適合しないものとする。 に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 <u>40cm</u> 以上となる空間を有するものは、<u>(2)</u>に規定する「幅 <u>40cm</u> 以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。 (例) (略) (4)～(12) (略) 4 - 36 座席ベルト等 4 - 36 - 1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔<u>4 - 34 - 1 - 2 (1) ア</u>からオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。 (保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)
---	---

表（略）

(2)～(5)（略）

4 - 36 - 2 ～ 5（略）

4 - 36 - 6 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 6 - 1 装備要件

(1) 当該自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、この限りでない。

(2)～(4)（略）

4 - 36 - 6 - 2 性能要件

（略）

4 - 36 - 7 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 7 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

表（略）

(2)～(4)（略）

4 - 36 - 7 - 2 性能要件

（略）

4 - 36 - 8 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 8 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1) アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動する

表（略）

(2)～(5)（略）

4 - 36 - 2 ～ 5（略）

4 - 36 - 6 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 6 - 1 装備要件

(1) 当該自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、この限りでない。

(2)～(4)（略）

4 - 36 - 6 - 2 性能要件

（略）

4 - 36 - 7 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 7 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

表（略）

(2)～(4)（略）

4 - 36 - 7 - 2 性能要件

（略）

4 - 36 - 8 従前規定の適用

（略）

4 - 36 - 8 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1) アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動する

ることを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

ことを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
— 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
— 普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び <u>に掲げるものを除く。</u> ）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
— 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの ア 高速道路等において運行しない自動車	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が60km/h 超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車		
(2)～(4) (略) (5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。		
4 - 36 - 8 - 2 性能要件 (略) 4 - 36 - 9 従前規定の適用 (略) 4 - 36 - 9 - 1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 34 - 1 - 2 (1) アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	座席の種別 運転者席<u>その他自動車</u>の側面に隣接する座席であって前向きのもの（この表において「運転者席等」という。）	座席ベルトの種別 当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）

車に限る。)		
(2)～(4) (略)		
4 - 36 - 8 - 2 性能要件 (略) 4 - 36 - 9 従前規定の適用 (略) 4 - 36 - 9 - 1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 34 - 1 - 2 (1) アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	座席の種別 運転者席<u>その他の自動車</u>の側面に隣接する座席であって前向きのもの（この表において「運転者席等」という。）	座席ベルトの種別 当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）

	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
— 普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び__に掲げるものを除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 高速道路等において運行しない自動車</u> <u>イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が 60km/h 超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2)～(4) （略）

(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

4 - 36 - 9 - 2 性能要件（書面等による審査）
（略）

	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
<u>普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2)～(4) （略）

4 - 36 - 9 - 2 性能要件（書面等による審査）
（略）

4 - 38 頭部後傾抑止装置等

4 - 38 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4 - 38 - 2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4 - 38 - 2 ~ 6 （略）

4 - 38 - 7 従前規定の適用

（略）

4 - 38 - 7 - 1 装備要件

自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席）には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が4 - 38 - 8 - 2 (1) 及び の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4 - 38 - 7 - 2 性能要件

（略）

4 - 38 - 8 従前規定の適用

（略）

4 - 38 - 8 - 1 装備要件

自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席）には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が4 - 38 - 8 - 2 (1) 及び の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4 - 38 - 8 - 2 性能要件

（略）

4 - 38 頭部後傾抑止装置等

4 - 38 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4 - 38 - 2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4 - 38 - 2 ~ 6 （略）

4 - 38 - 7 従前規定の適用

（略）

4 - 38 - 7 - 1 装備要件

自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（審査事務規程4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席）には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が4 - 38 - 8 - 2 (1) 及び の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4 - 38 - 7 - 2 性能要件

（略）

4 - 38 - 8 従前規定の適用

（略）

4 - 38 - 8 - 1 装備要件

自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席）には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が4 - 38 - 8 - 2 (1) 及び の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4 - 38 - 8 - 2 性能要件

（略）

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 ~ 7 (略)

4 - 50 - 8 従前規定の適用

(略)

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超えて 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) の関係					4 - 50 - 1 - 1 の関係				
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード別値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
					(略)									
13	OK HD TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25	74項	同上	同上		—	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78						
					(略)									

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 9 従前規定の適用

(略)

4 - 50 - 10 従前規定の適用

(略)

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 ~ 7 (略)

4 - 50 - 8 従前規定の適用

(略)

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超えて 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) の関係					4 - 50 - 1 - 1 の関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考	
					(略)									
13	OK NO TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25	74項	同上	同上		—	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78						
					(略)									

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 9 従前規定の適用

(略)

4 - 50 - 10 従前規定の適用

(略)

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 関係					4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出ガス 非認証車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
					(略)										
昭54	J	昭54.1.1	昭 54.12.1	昭56.4.1	6CO (%)HC・ Nox(p pm)	1.6	520	1390	ガソリン	16項	同上	1200		同上	
						1.1	440	1390	LPG						
					(略)										

注 1 ～ 5 (略)

4 - 50 - 11～17 (略)

4 - 50 - 18 従前規定の適用
(略)

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 関係					4-50-1-2 (1) 関係		4 - 50—1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷 急速 加黒煙 規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出 ガス 非認 証車		CO	HC	NOx	PM	備考				
					(略)										
11	KL HM DU WU DV WV DW VW	平 11. 10.1	平12. 9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t 69項超	同上	同上	同上	同上	
					(略)										

注 1 ～ 6 (略)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 関係					4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出ガス 非認証車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
					(略)										
昭54	J	昭54.1.1	昭 54.12.1	昭56.4.1	6CO (%)HC・ Nox(p pm)	1.6	520	1390	ガソリン	16項	同上	同上		同上	
						1.1	440	1390	LPG						
					(略)										

注 1 ～ 5 (略)

4 - 50 - 11～17 (略)

4 - 50 - 18 従前規定の適用
(略)

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 関係					4-50-1-2 (1) 関係		4 - 50—1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷 急速 加黒煙 規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出 ガス 非認 証車		CO	HC	NOx	PM	備考				
					(略)										
11	KL KM HM DU WU DV WV DW VW	平 11. 10.1	平12. 9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t 69項超	同上	同上	同上	同上	
					(略)										

注 1 ～ 6 (略)

区 分						4 - 50 - 1 - 2(1) 関係						4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を 除く。)	排出ガス 非認証車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
						(略)									
昭54	J	昭54.1.1	昭 54.12.1	昭56.4.1	6CO (%)HC・ Nox(p pm)	1.6	520	1390	ガソリン	16項	同上	同上		同上	
						1.1	440	1390	LPG						
					(略)										

注 1 ～ 5 (略)

4 - 50 - 11～17 (略)

4 - 50 - 18 従前規定の適用
(略)

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分						4 - 50 - 1 - 2(1) 関係						4-50-1-2 (1) 関係		4 - 50—1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷 急速 加黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を 除く。)	排出 ガス 非認 証車		CO	HC	NOx	PM	備考					
						(略)										
11	KL KM HM DU WU DV WV DW VW	平 11. 10.1	平12. 9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t 69項超	16項	同上	同上	同上	同上	
					(略)											

注 1 ～ 6 (略)

4 - 50 - 19 ~ 31 (略)

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 性能要件

4 - 51 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

ただし、 から までに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等(平成 19 年 4 月 1 日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。)の本通(以下 4 - 51 - 1 - 1 (2)において「試験結果証明書」という。)又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等〔6 モード法、13 モード法又は J E 0 5 モード法による試験に係る自動車(以下 4 - 51 - 1 - 1 (2)において「重量車」という。)にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等〕をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(重量車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、D P F 等(各装置の配管及び配線を含む。以下 4 - 51 - 1 - 1 (2) 、 4 - 51 - 7 - 1 - 1 及び 4 - 51 - 8 - 1 - 1 において「触媒等」という。)の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

触媒等が取り外されているもの

電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 51 - 2 ~ 10 (略)

4 - 50 - 19 ~ 31 (略)

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 性能要件

4 - 51 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあつては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下 4 - 51 - 1 - 1 (2) 、 4 - 51 - 7 - 1 - 1 及び 4 - 51 - 8 - 1 - 1 において「触媒等」という。)が取り外されているもの

電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

触媒等の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 51 - 2 ~ 10 (略)

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(2) （略）

(3) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面若しくは自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（ 1 ）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）又は排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領に基づく低減性能向上改造証明書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

(4)～(13) （略）

4 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

（略）

4 - 74 大型後部反射器

4 - 74 - 1 装備要件

（略）

4 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 55 条第 1 項関係、細目告示第 133 条第 1 項関係）

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(2) （略）

(3) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面又は自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（ 1 ）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる

(4)～(13) （略）

4 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

（略）

4 - 74 大型後部反射器

4 - 74 - 1 装備要件

（略）

4 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 55 条第 1 項関係、細目告示第 133 条第 1 項関係）

大型後部反射器は、<u>反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さが 130mm 以上、幅が 130 mm 以上 150 mm 以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195 mm 以上 230 mm 以下）の長方形であり、かつ、長さの合計が 1,130 mm 以上 2,300 mm 以下であること。</u> <u>被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅が 40 ± 1 mm であること。</u> <u>被牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が 100 ± 2.5 mm であること。</u> — 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。 (2) 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 133 条第 2 項関係） （略） 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器 — <u>に準ずる性能を有する大型後部反射器</u> 4 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査） (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係） この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係） 大型後部反射器の数は、<u>1 個、2 個又は 4 個</u>であること。 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上 0.25m 以上（セミトレーラであつて、自動車の構造上、大型後部反射器を地上 0.25m 以上の位置に取り付けることができない場合には、地上 0.25m より下のできるだけ高い位置）であり、かつ、大型後部反射器の上縁の高さが地上 1.5m 以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上 1.5m 以下に取り付けることができない場合には、地上 2.1m より下であり、かつ、地上 1.5m を超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けられていること。 — 自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上	大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から<u>成る一辺が 130mm 以上の長方形</u>であること。 — <u>大型後部反射器の反射部の面積（2 以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、800cm^2 以上であること。</u> — <u>大型後部反射器の蛍光部の面積（2 以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、400cm^2 以上であること。</u> — <u>大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。</u> — <u>大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。</u> — 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。 (2) 次に掲げる大型後部反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 133 条第 2 項関係） （略） 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器<u>又はこれに準ずる性能を有する大型後部反射器</u> 4 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査） (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係） この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係） 大型後部反射器の数は、<u>4 個以下</u>であること。 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。
---	--

<u>0.75m未満の位置に取り付けられている場合には、下方5°の平面）並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方30°及び右方30°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合において、縞模様のものであれば、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置となるように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、自動車の後面に当該大型後部反射器の反射面を後方に向けて、かつ、当該大型後部反射器の下端が水平になるように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆみ等4-74-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</u> (2) <u>指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第133条第4項関係）</u> 4-74-4 適用関係の整理 (1) <u>平成23年8月31日以前に製作された自動車については、4-74-5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第41条の2第2項及び第3項関係）</u> 4-74-5 従前規定の適用 <u>平成23年8月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条の2第2項及び第3項関係）</u> 4-74-5-1 装備要件 <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものの後面には、4-74-5-2の基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。</u> 4-74-5-2 性能要件 (1) <u>大型後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から成る一辺が130mm以上の長方形であること。</u> <u>大型後部反射器の反射部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、800cm²以上であること。</u> <u>大型後部反射器の蛍光部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、400cm²以上であること。</u> <u>大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。</u> <u>大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。</u> <u>大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</u>	— <u>大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること（後面が左右対称でない自動車の大型後部反射器を除く。）。</u> — <u>大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-74-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</u> (2) <u>指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第133条第4項関係）</u> 4-74-4 適用関係の整理 <u>なし。</u>
---	---

(2) <u>次に掲げる大型後部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器</u> <u>法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器又はこれに準ずる性能を有する大型後部反射器</u> 4 - 74 - 5 - 3 取付要件 (1) <u>大型後部反射器は、4 - 74 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</u> <u>大型後部反射器の数は、4 個以下であること。</u> <u>大型後部反射器は、その上縁の高さが地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。</u> <u>大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。</u> <u>ただし、後面が左右対称でない自動車の大型後部反射器を除く。</u> <u>大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。</u> <u>大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 74 - 5 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</u> (2) <u>指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> 4 - 75 再帰反射材 4 - 75 - 1 ~ 3 (略) 4 - 75 - 4 適用関係の整理 (1) <u>平成19年7月31日以前に製作された自動車については、4 - 75 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第41条の2第1項関係)</u> (2) <u>平成23年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 75 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第41条の2第3項関係)</u> 4 - 75 - 5 従前規定の適用 <u>平成19年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第1項関係)</u> 4 - 75 - 5 - 1 装備要件 <u>なし。</u> 4 - 75 - 5 - 2 性能要件(視認等による審査) <u>なし。</u> 4 - 75 - 5 - 3 取付要件(視認等による審査) <u>なし。</u>	4 - 75 再帰反射材 4 - 75 - 1 ~ 3 (略) 4 - 75 - 4 適用関係の整理 (1) <u>平成23年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 75 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第41条の2第3項関係)</u>
--	--

4 - 75 - 6 従前規定の適用

平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 3 項関係)

4 - 75 - 6 - 1 装備要件

(略)

4 - 75 - 6 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

、(略)

再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 6 - 2 及び 4 - 75 - 6 - 3 において同じ。)又は輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けするテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 6 - 2 及び 4 - 75 - 6 - 3 において同じ。)のいずれかとする。

(略)

特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。4 - 75 - 6 - 2 及び 4 - 75 - 6 - 3 において同じ。)は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) (略)

4 - 75 - 6 - 3 取付要件(視認等による審査)

(略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 1 ~ 4 (略)

4 - 78 - 5 従前規定の適用

昭和 32 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 4 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 78 - 5 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 6 従前規定の適用

昭和 39 年 4 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 4 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 78 - 6 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 7 従前規定の適用

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で長さ 6 m 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 4 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 78 - 7 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 8 従前規定の適用

4 - 75 - 5 従前規定の適用

平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 3 項関係)

4 - 75 - 5 - 1 装備要件

(略)

4 - 75 - 5 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

、(略)

再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。)又は輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けするテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。)のいずれかとする。

(略)

特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。)は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) (略)

4 - 75 - 5 - 3 取付要件(視認等による審査)

(略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 1 ~ 4 (略)

4 - 78 - 5 従前規定の適用

昭和 3 2 年 3 月 3 1 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 4 4 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 78 - 5 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 6 従前規定の適用

昭和 3 9 年 4 月 1 4 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 4 4 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 78 - 6 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 7 従前規定の適用

昭和 4 4 年 3 月 3 1 日以前に製作された自動車で長さ 6 m 未満のものについては、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 4 4 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 78 - 7 - 1 ~ 3 (略)

4 - 78 - 8 従前規定の適用

平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 4 条第 3 項第 2 号関係) 4 - 78 - 8 - 1 ~ 3 (略) 4 - 82 その他の灯火等の制限 4 - 82 - 1 装備要件 自動車には、4 - 57 から 4 - 81 までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火若しくは反射器又は再帰反射材を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係) (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 7 項関係、細目告示第 140 条第 7 項) (7) ~ (10) (略) 4 - 82 - 2、3 (略) 4 - 82 - 4 適用関係の整理 (略) 4 - 82 - 5 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 5 - 1 装備要件 (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。 (7) ~ (9) (略) 4 - 82 - 6 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 6 - 1 装備要件 (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、	平成 8 年 1 月 3 1 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 4 4 条第 3 項第 2 号関係) 4 - 78 - 8 - 1 ~ 3 (略) 4 - 82 その他の灯火等の制限 4 - 82 - 1 装備要件 自動車には、4 - 57 から 4 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係) (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 7 項関係、細目告示第 140 条第 7 項) (7) ~ (10) (略) 4 - 82 - 2、3 (略) 4 - 82 - 4 適用関係の整理 (略) 4 - 82 - 5 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 5 - 1 装備要件 (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。 (7) ~ (9) (略) 4 - 82 - 6 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 6 - 1 装備要件 (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色で
---	--

「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。 (7)～(10) (略) 4 - 82 - 7 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 7 - 1 装備要件 (1)～(5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。 (7)～(10) (略) 4 - 88 後写鏡 4 - 88 - 1 ～ 4 (略) 4 - 88 - 5 従前規定の適用 (略) 4 - 88 - 5 - 1 装備要件 (略) 4 - 88 - 5 - 2 性能要件 (1)～(4) (略) (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、(3)及び4 - 88 - 5 - 3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。 <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</u> 4 - 88 - 5 - 3 取付要件 (略) 4 - 88 - 6 ～ 7 (略) 4 - 99 旅客自動車運送事業用自動車	ある反射器」とされないものとする。 (7)～(10) (略) 4 - 82 - 7 従前規定の適用 (略) 4 - 82 - 7 - 1 装備要件 (1)～(5) (略) (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。 (7)～(10) (略) 4 - 88 後写鏡 4 - 88 - 1 ～ 4 (略) 4 - 88 - 5 従前規定の適用 (略) 4 - 88 - 5 - 1 装備要件 (略) 4 - 88 - 5 - 2 性能要件 (1)～(4) (略) (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、(3)及び4 - 88 - 5 - 3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。 4 - 88 - 5 - 3 取付要件 (略) 4 - 88 - 6 ～ 7 (略) 4 - 99 旅客自動車運送事業用自動車
---	---

4 - 99 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3)（略）

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係）

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向い合っているもの）にあっては、400mm）以上であること。

～（略）

(5) (4) に規定する間げきは、座席の中央部から左右 190 mmの間（補助座席にあっては左右 150 mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。（細目告示第 77 条第 5 項関係、細目告示第 155 条第 5 項関係）

リクライニング機構を有する座席にあっては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態

スライド機構等の調整機構を有する座席にあっては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

4 - 99 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3)（略）

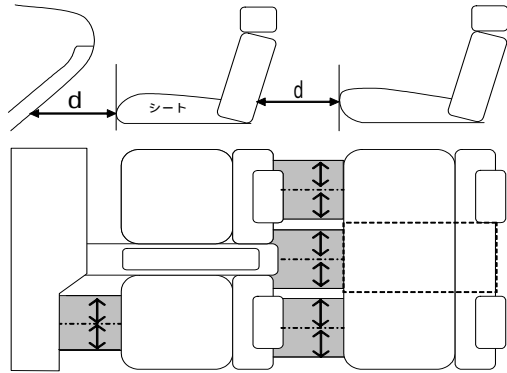
(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係）

旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げき（運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となるように調節した状態における、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離をいう。）は、200mm（前方の座席と向い合っている座席にあっては、400mm）以上であること。

～（略）

(例)座席の間げき

d:間げき



4 - 99 - 2 ~ 7 (略)

4 - 104 最大積載量

(1) ~ (10) (略)

(11) 3 - 3 - 9 (6)及び(7)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式) (略)

4 - 106 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ ㉔ (略)

㉔ 協定規則第 70 号改訂版の補足第 5 改訂版の技術的な要件(規則 6.及び 7.に限る。)に定める基準。ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに協定規則第 70 号改訂版の補足第 5 改訂版の技術的な要件(規則 6.及び 7.に限る。)の規定にかかわらず、平成 19 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに同別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(細目告示第 55 条第 1 項関係、適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)

㉔ ~ ㉕ (略)

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件(視認等による審査)

4 - 99 - 2 ~ 7 (略)

4 - 104 最大積載量

(1) ~ (10) (略)

(11) 3 - 3 - 9 (5)及び(6)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式) (略)

4 - 106 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ ㉔ (略)

㉔ 細目告示別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準。(細目告示第 55 条第 1 項関係)

㉔ ~ ㉕ (略)

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(2) (略)

(3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第 184 条第 3 項関係)

間げきは、座席の中央部から左右 190 mmの間(補助座席にあっては左右 150 mmの間とし、幼児用座席にあっては左右 135 mmの間とする。)における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(当該座席への着席を妨げない部分的な突出部を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

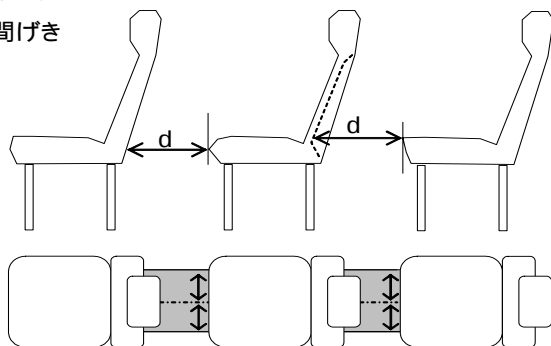
ア リクライニング機構を有する運転者席等(運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席を含む。以下 5 - 34 - 1 (3)において同じ。)にあっては背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に 30° (30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度。以下 5 - 34 - 1 (3)において同じ。)まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席等にあっては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席等以外の座席であってリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d: 間げき



、 (略)

(4)～(10) (略)

5 - 34 - 2 ~ 4 (略)

(1)～(2) (略)

(3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第 184 条第 3 項関係)

間げきは、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局部的な突出部を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

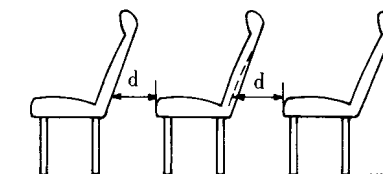
ア リクライニング機構を有する運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。以下本号において同じ。)にあっては背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席にあっては間げきが最小となるように調整した状態

ウ 運転者席以外の座席であつてスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有するものにあつては間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d: 間げき



、 (略)

(4)～(10) (略)

5 - 34 - 2 ~ 4 (略)

5 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 51 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 4 - 50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、イからエまでに該当する自動車について、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面及び当該書面に添付された当該自動車の原動機等の変更部位の写真等（平成19年4月1日以降に発行された試験の結果を記載した書面の場合に限る。）の本通（以下5 - 51 - 1(1)において「試験結果証明書」という。）又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該試験結果証明書又はその写しに係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、この基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等〔6モード法、13モード法又はJ E 0 5モード法による試験に係る自動車（以下5 - 51 - 1(1)において「重量車」という。）にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、D P F等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

イ 触媒等が取り外されているもの

ウ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

エ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

～ （略）

(2) （略）

5 - 51 - 2 ~ 4 （略）

5 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 51 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 4 - 50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ウに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。

ア 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）が取り外されているもの

イ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

ウ 触媒等の取付けが確実にないもの又は触媒等に損傷があるもの

エ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

～ （略）

(2) （略）

5 - 51 - 2 ~ 4 （略）

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1) ~ (2)（略）

(3) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

~（略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面若しくは自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（ 1 ）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）又は排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の規定に基づき、交付された有効な低減性能向上改造証明書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

(4) ~ (13)（略）

5 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持（略）

5 - 74 大型後部反射器

5 - 74 - 1 装備要件

（略）

5 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 211 条第 1 項関係）

大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さが 130mm 以上、幅が 130 mm 以上 150 mm 以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195 mm 以

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1) ~ (2)（略）

(3) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

~（略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面又は自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（ 1 ）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる

(4) ~ (13)（略）

5 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持（略）

5 - 74 大型後部反射器

5 - 74 - 1 装備要件

（略）

5 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 211 条第 1 項関係）

大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から成る一辺が 130mm 以上の長方形であること。

<u>上 230 mm以下)の長方形であり、かつ、長さの合計が 1,130 mm以上 2,300 mm以下であること。</u> <u>被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲むの赤色の反射部又は蛍光部の幅が 40±1 mmであること。</u> <u>被牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と 45±5°の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が 100±2.5 mmであること。</u> — 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる大型後部反射器であって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 211 条第 2 項関係) (略) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器 <u>に準ずる性能を有する大型後部反射器</u> 5 - 74 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 211 条第 3 項関係) 大型後部反射器の数は、<u>1 個、2 個又は 4 個であること。</u> 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上 0.25m 以上(セミトレーラであって、自動車の構造上、大型後部反射器を地上 0.25m 以上の位置に取り付けることができない場合には、地上 0.25m より下のできるだけ高い位置)であり、かつ、大型後部反射器の上縁の高さが地上 1.5m 以下(自動車の構造上、大型後部反射器を地上 1.5m 以下に取り付けることができない場合には、地上 2.1m より下であり、かつ、地上 1.5m を超えるできるだけ低い位置)となるように取り付けられていること。 — 自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。ただし、ボール・トレーラを含む。)に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面(当該大型後部反射器の上縁の高さが地上 0.75m 未満の位置に取り付けられている場合は、下方 5°の平面)並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方 30°及び	<u>大型後部反射器の反射部の面積(2 以上の大型後部反射器を備える場合は、その和)は、800 cm²以上であること。</u> <u>大型後部反射器の蛍光部の面積(2 以上の大型後部反射器を備える場合は、その和)は、400 cm²以上であること。</u> <u>大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。</u> <u>大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。</u> — 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる大型後部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 211 条第 2 項関係) (略) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器又はこれに準ずる性能を有する大型後部反射器 5 - 74 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 211 条第 3 項関係) 大型後部反射器の数は、<u>4 個以下であること。</u> 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。
---	---

<u>右方 30° の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合において、縞模様のものにあっては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置となるように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、自動車の後面に当該大型後部反射器の反射面を後方に向けて、かつ、当該大型後部反射器の下端が水平になるように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆりみ等 5 - 74 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</u> (2) 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 211 条第 4 項関係) 5 - 74 - 4 適用関係の整理 (略) 5 - 82 その他の灯火等の制限 5 - 82 - 1 装備要件 自動車には、5 - 57 から 5 - 81 までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項関係) (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項) (7) ~ (10) (略) 5 - 82 - 2 ~ 4 (略) 5 - 99 旅客自動車運送事業用自動車 5 - 99 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) ~ (3) (略) (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業自動車は、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 233 条第 4 項関係) 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm(当該座席が前方の座席と向い合っているものにあっては、400mm) 以上であること。	— <u>大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること（後面が左右対称でない自動車の大型後部反射器を除く。）。</u> — <u>大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。</u> — <u>大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆりみ、がたがない等 5 - 74 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</u> (2) 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 211 条第 4 項関係) 5 - 74 - 4 適用関係の整理 (略) 5 - 82 その他の灯火等の制限 5 - 82 - 1 装備要件 自動車には、5 - 57 から 5 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項関係) (1) ~ (5) (略) (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項) (7) ~ (10) (略) 5 - 82 - 2 ~ 4 (略) 5 - 99 旅客自動車運送事業用自動車 5 - 99 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) ~ (3) (略) (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業自動車は、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 233 条第 4 項関係) 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げき(運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニ
--	---

～ (略)

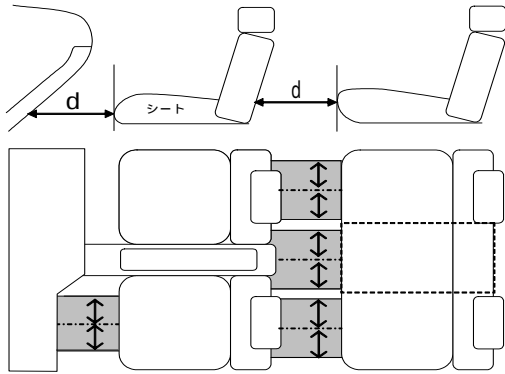
(5) (4) に規定する間げきは、座席の中央部から左右 190 mmの間（補助座席にあっては左右 150 mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。（細目告示第 233 条第 5 項関係）

リクライニング機構を有する座席にあっては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態

スライド機構等の調整機構を有する座席にあっては間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

(例) 座席の間げき

d：間げき



5 - 99 - 2 ~ 4 (略)

5 - 104 最大積載量

ング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30°まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となるように調整した状態における、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く。）までの最短水平距離をいう。）は、200mm（前方の座席と向い合っている座席にあっては、400mm）以上であること。

～ (略)

5 - 99 - 2 ~ 4 (略)

5 - 104 最大積載量

- (1)～(10) (略)
 (11) 3 - 3 - 9 (6)及び(7)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。
 (算式) (略)

別添 1 (2 - 12 関係)

改造自動車審査要領

- 1 . ～ 6 . (略)
 7 . 審査及び審査結果の通知等
 (1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。
 なお、書面審査は、次により行うものとする。
 (略)
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1 . 、 2 . (略) 3 . 添付資料 ～ (略) — 低減性能向上改造証明書 — その他特に指定された資料等		能力強度等の検討は、自次に該当する内 自動車製作者の定める内容のものにあつ のなど適当と認められては、計算書又 るもの以外については、検討書を省略 次による。	することができ る。	

(2) (略)

- (1)～(10) (略)
 (11) 3 - 3 - 9 (5)及び(6)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。
 (算式) (略)

別添 1 (2 - 12 関係)

改造自動車審査要領

- 1 . ～ 6 . (略)
 7 . 審査及び審査結果の通知等
 (1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。
 なお、書面審査は、次により行うものとする。
 (略)
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1 . 、 2 . (略) 3 . 添付資料 ～ (略) — その他特に指定された資料等		能力強度等の検討は、自次に該当する内 自動車製作者の定める内容のものにあつ のなど適当と認められては、計算書又 るもの以外については、検討書を省略 次による。	することができ る。	

(2) (略)

8、9.(略)

別添2(2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

第5 書面審査

5-3-8 排出ガス試験結果成績表

5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)、(2) (略)

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モード以外の測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
<u>1</u>	<u>~ 370</u>	<u>455</u>
<u>2</u>	<u>371 ~ 430</u>	<u>510</u>
<u>3</u>	<u>431 ~ 485</u>	<u>570</u>
<u>4</u>	<u>486 ~ 540</u>	<u>625</u>
<u>5</u>	<u>541 ~ 600</u>	<u>680</u>
<u>6</u>	<u>601 ~ 655</u>	<u>740</u>
<u>7</u>	<u>656 ~ 740</u>	<u>800</u>
<u>8</u>	<u>741 ~ 855</u>	<u>910</u>
<u>9</u>	<u>856 ~ 970</u>	<u>1,020</u>
<u>10</u>	<u>971 ~ 1080</u>	<u>1,130</u>

8、9.(略)

別添2(2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

第5 書面審査

5-3-8 排出ガス試験結果成績表

5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)、(2) (略)

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車以外の自動車)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

<u>11</u>	<u>1 0 8 1 ~ 1 1 9 5</u>	<u>1 , 2 5 0</u>
<u>12</u>	<u>1 1 9 6 ~ 1 3 1 0</u>	<u>1 , 3 6 0</u>
<u>13</u>	<u>1 3 1 1 ~ 1 4 2 0</u>	<u>1 , 4 7 0</u>
<u>14</u>	<u>1 4 2 1 ~ 1 5 3 0</u>	<u>1 , 5 9 0</u>
<u>15</u>	<u>1 5 3 1 ~ 1 6 5 0</u>	<u>1 , 7 0 0</u>
<u>16</u>	<u>1 6 5 1 ~ 1 7 6 0</u>	<u>1 , 8 1 0</u>
<u>17</u>	<u>1 7 6 1 ~ 1 8 7 0</u>	<u>1 , 9 3 0</u>
<u>18</u>	<u>1 8 7 1 ~ 1 9 9 0</u>	<u>2 , 0 4 0</u>
<u>19</u>	<u>1 9 9 1 ~ 2 1 0 0</u>	<u>2 , 1 5 0</u>
<u>20</u>	<u>2 1 0 1 ~ 2 2 7 0</u>	<u>2 , 2 7 0</u>
<u>21</u>	<u>2 2 7 1 ~ 2 5 1 5</u>	<u>2 , 5 0 0</u>
<u>22</u>	<u>2 5 1 6 ~ 2 7 6 5</u>	<u>2 , 7 5 0</u>
<u>23</u>	<u>2 7 6 6 ~ 3 1 4 0</u>	<u>3 , 0 0 0</u>
<u>24</u>	<u>3 1 4 1 ~ 3 6 4 0</u>	<u>3 , 5 0 0</u>
	<u>以下 5 0 0 kg とび</u>	

(二輪自動車等)
表 (略)

(4) ~ (5) (略)

5 - 3 - 8 - 2 排出ガス基準適合証明書

排出ガス基準適合証明書〔「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 156 号）記 2 . (2) 口の規定及び「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号）記 6 . の規定に基づく書面をいう。以下同じ。〕の提出があった場合には、当該書面をもって排出ガス試験結果成績表に代えることができるものとする。この場合において、排出ガス基準適合証明書の車台番号（又はシリアル番号）欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものと一致していなければならない。

5 - 3 - 8 - 3 特種用途自動車の排出ガス規制
(略)

第 7 現車審査

(二輪自動車等)
表 (略)

(4) ~ (5) (略)

5 - 3 - 8 - 2 特種用途自動車の排出ガス規制
(略)

第 7 現車審査

7 - 1 ~ 4 (略) 7 - 5 排出ガス基準適合証明書 <u>排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。</u> 7 - 6 熱害試験結果成績表 (略) 7 - 7 技術基準への適合性 (略) 7 - 8 二輪自動車等の緩衝装置 (略) 7 - 9 最大積載量 (略) 附 則 (平成 15 年 4 月 3 日検査法人規程第 1 号) この規程は、平成 15 年 4 月 4 日から施行する。 ただし、3 - 3 - 9(9)の規定については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 19 年 6 月 29 日検査法人規程第 26 号) <u>この規程は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。</u> <u>ただし、2 - 2 の規定については、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</u>	7 - 1 ~ 4 (略) 7 - 5 熱害試験結果成績表 (略) 7 - 6 技術基準への適合性 (略) 7 - 7 二輪自動車等の緩衝装置 (略) 7 - 8 最大積載量 (略) 附 則 (平成 15 年 4 月 3 日検査法人規程第 1 号) この規程は、平成 15 年 4 月 4 日から施行する。 ただし、3 - 3 - 9(8)の規定については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
---	--

(参考)

審査事務規程の改正(第41次)の条項等について

1. 細目告示改正(平成19年1月30日、国土交通省告示第89号)
 - (1) 車枠及び車体(第22条、第100条)
 - (2) 大型後部反射器(第55条、第133条、第211条)
2. 適用関係整理告示改正(平成19年1月30日、国土交通省告示第90号)
 - (1) 車枠及び車体(第15条)
 - (2) 大型後部反射器(第41条の2)
3. 細目告示改正予定(平成19年6月29日、国土交通省告示第854号)
 - (1) 座席(第28条、第106条、第184条)
 - (2) 旅客自動車運送事業用自動車(第77条、第155条、第233条)
4. 適用関係整理告示改正予定(平成19年6月29日、国土交通省告示第855号)
 - (1) 座席ベルト等(第20条)
5. 自動車検査業務等実施要領改正(平成19年3月9日、国自技第244号、国自環第250号)
 - (1) 備考欄記載(3-4-19 30.)
6. 排出ガス関係通達
 - (1) 「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」の一部改正について(平成18年9月29日、国自環第139号)
 - (2) 「10・15 モード排出ガス規制対象自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について(平成18年12月22日、国自環第181号)
 - (3) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領(依命通達)」に係る細部取扱いについて」の一部改正について(平成19年3月9日、国自環第253号)